

**「平成 30 年度横浜トリエンナーレ第 7 回展開催に係る市民協働企画運營業務委託」  
受託候補者選定に係る実施要領**

(趣旨)

第 1 条 横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、「平成 30 年度横浜トリエンナーレ第 7 回展開催に係る市民協働企画運營業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に準じるほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第 2 条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提出要請書)

第 3 条 提出の要請にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料を提出要請書に添付し、次の各号に掲げる事項について、明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針

- (3) 当該業務に係る具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容
    - ア 事業趣旨の理解度
    - イ 継続性
    - ウ 多様性の理解・新しいサポーターの開拓
    - エ 地域へのひろがり
    - オ 開かれた組織運営
    - カ 提案の独自性・妥当性
  - (2) 実施体制
    - ア 人員体制
    - イ スケジュール／情報管理・情報共有
    - ウ 予算配分計画
    - エ 業務実績
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 横浜市文化観光局文化プログラム推進課長  
副委員長 横浜市文化観光局創造都市推進課長

委員 横浜市文化観光局文化プログラム推進課トリエンナーレ担当課長  
委員 横浜トリエンナーレ組織委員会事務局コミュニケーション・オフィサー  
委員 横浜トリエンナーレ組織委員会事務局プロジェクト・マネージャー  
委員 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団横浜美術館教育普及グループ長

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成29年12月22日から施行する。